

第15号議案

令和4年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	37事業所
(2) 年間総給水量	10,197,005立方メートル
(3) 一日平均給水量	27,937立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業収益		329,309千円
第1項	営業収益		269,201千円
第2項	営業外収益		60,108千円
		支	出
第1款	工業用水道事業費用		353,654千円
第1項	営業費用		352,742千円
第2項	営業外費用		411千円
第3項	特別損失		1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 168,965千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,773千円、減債積立金 1,713千円及び過年度分損益勘定留保資金 148,479千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 71,001千円

第 1 項 企 業 債 71,000千円

第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 239,966千円

第 1 項 建 設 改 良 費 206,500千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 32,966千円

第 3 項 予 備 費 500千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
原 水 、 浄 水 及 び 送 水 費	令和 4 年度から令和 5 年度まで	20,000 <small>千円</small>

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。

限度額	71,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 52,355千円

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊